

(会計の区分)

第209条第2項 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

(3) 総計予算主義の原則

(総計予算主義の原則)

第210条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。

これは予算の内容についての原則で、一切の収入と支出は、歳入歳出予算にすべて計上しなければならないというものです。私生活の家計簿でいういわゆるヘソクリや帳簿外のお金は、自治体では認められていません。

この原則の例外として、一時借入金や歳入歳出外現金などがあります。

(4) 予算事前議決の原則

(予算の調製及び議決)

第211条 普通地方公共団体の長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に、議会の議決を経なければならない。 略

予算の準備についての原則で、次の会計年度が始まる前に議会の議決を経なければならないというものです。(6)にて詳細を後述しますが、予算は公開され、住民にとって安心・安全に暮らせるまちづくりにお金が使われているか、公表された資料をもとに知ることができます。住民にとって予算は行政に対する統制手段でもあるため、事後承認は望ましくありません。

例外として、首長による専決処分、原案執行権がありますが、いずれも緊急措置であり自治体運営に支障をきたすことのないよう定められています。会計年度開始前の議会による承認が

困難な場合は暫定予算の措置が取られます。

(5) 予算統一の原則

(歳入歳出予算の区分)

第216条 歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。

これは予算の形式についての原則で、収入と支出の分類、それぞれの内容が分かりやすく、理解できるものにしなければならないというものです。

予算の形式は法令¹で定める様式を基準に系統的に作成されることによって、統一され、自治体予算の全体像を把握することができ、過去の予算との多寡の比較や他の自治体との比較をすることが出来ます。

(6) 予算公開の原則

(予算の送付及び公表)

第219条第2項 普通地方公共団体の長は、前項の規定により予算の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、直ちに、その要領を住民に公表しなければならない。

(財政状況の公表等)

第243条の3 普通地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年二回以上歳入歳出予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項を住民に公表しなければならない。

予算は広く一般に公表・公開されなければならないというものです。予算の過程や財政状況を公表することで、自治体の予算を行政が作ってくれるものだと思われがちで、住民自身が我が事として捉えるきっかけとなります。

4.「流用」の仕組みと補正予算との違い

では、こうして作成された予算について、外部環境の変化により当初予定していなかった支出が発生したなど不測の事態が生じた場合にはどうなるのでしょうか。

このような場合に取りられる措置の一つが「流用」です。ここで、流用について改めて法的根拠を確認します。

(予算の執行及び事故繰越し)

第220条第2項 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

予算は前章(5)予算統一の原則などによって、款>項>目>節の順で詳細になるよう分類されています。歳出においては、款・項・目は目的別(総務費・民生費など)に分類され、節は性質別(委託料・扶助費など)に区分されています。

歳出予算の区分のうち議決科目である「款」と「項」はお互いに流用することができません。議会で決まったことを勝手に変更することはできないためです。ただし、予算の執行上必要な場合に限って、予算で定める事項については、同一の款内の各項の間であれば流用することが可能です。

つまり、流用とは既定の予算において、ある支出科目からその他の支出科目に予算を充当して使用する予算執行上の処理を示します。

一方で、各「目」、「節」間は相互に流用することができ、制限の規定はありません。法律上流用は認められていますが、目的別に計上した経費を予定外の経費として使用する以上、やむを得ないものに限り、必要最小限にとどめて行うべきものと考えます。このため、自治体によっては適正な財政運営のため財務規則等において制限し、財政部署との協議を必須とするところもあります。

予算は、前章(4)予算事前議決の原則により、毎年度、会計年度開始前に議決され成立しますが、補正予算は、既定された予算に追加や変更を加える必要が生じたときに調製します。当初予算の調製後に生じた事由に基づくものでなければならないなど、法第218条にて制限されています。

変化する行政需要に的確かつ迅速に対応すべく、年度途中での補正予算を実施する自治体も多く見受けられ、昨今の新型コロナウイルス感染症の対策として、各自治体がさまざまな補正予算を組んだことも記憶に新しいのではないのでしょうか。

5.おわりに

本稿では、予算の原則について法的根拠を示しながら基本的な知識を整理し、流用について簡単に解説をしてきました。予算は、単にお金を使う予定表ではなく、お金がどこから入ってくるのか、そのお金で何をするのが示されていないなりません。自治体の財源は地域住民等から各種法律による強制力に基づいて徴収している税金であるということを忘れずに、正しく予算執行していくことが重要です。

今回は緊急的措置の一つとして流用を解説しましたが、あくまでもイレギュラーな対応であるということを念頭に置く必要があります。

ここまで述べてきたような予算の性質を理解し、正しく予算を見積もることが、適正な財政運営につながります。また基本的知識だけでなく、財務に関する幅広い知識を身に付けると、自治体職員として強みになると考えます。

本稿をきっかけに「予算」を正しく理解したい、財務知識を深く学びたいという意欲の向上につながられたら幸いです。

<参考文献>

宮澤正泰(2018)『自治体の会計担当になったら読む本』学陽書房
定野司(2015)『自治体の財政担当になったら読む本』学陽書房
久保谷俊幸(2015)『ゼロからわかる自治体の予算査定』学陽書房
大崎映二(2020)『55のポイントでわかる 自治体職員 新はじめての出入事務-支出や収入、契約、債権管理など必須の財務の知識』学陽書房

1 地方自治法施行規則第15条第1項及び第2項。